

令和2年2月20日

全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成20年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約4,000万人、うち長野支部では約66万人が加入しています。

令和2年度協会けんぽ長野支部 健康保険料率 9.70% (前年より0.01%増)
～入院・調剤医療費の伸びが影響～

令和2年度全国健康保険協会都道府県単位保険料率が決定しました。令和2年3月分(4月納付分)から、長野支部は9.70%と、令和元年度に比べ0.01%引き上げになります。令和元年度は全国で2番目に低い保険料率でしたが(1位は新潟支部)、令和2年度は新潟支部、富山支部に次いで3番目となります。

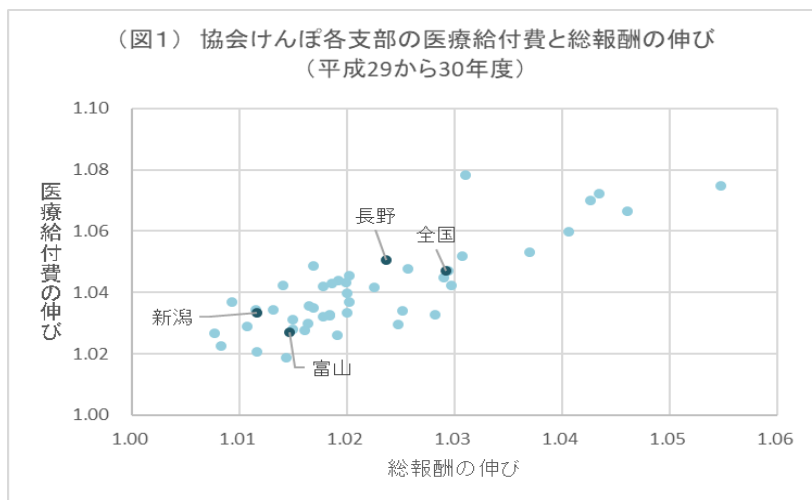
また、介護保険料率も令和2年3月分(4月納付分)から1.79%に変更され、前年より0.06%増となります。介護保険料は、40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)に、健康保険料に加えて全国一律の料率で負担をお願いしています。介護保険料率も加えた令和2年度の保険料率は、11.49%になります。

【令和2年3月分(4月納付分)からの保険料率】

- ☐ 40歳未満または65歳以上の方 9.70%
- ☐ 40歳以上65歳未満の方 11.49%

医療給付費の伸びが大きい

保険料率は、医療給付費(※)を総報酬で割って算出します。令和2年度都道府県単位保険料率は、都道府県ごとの平成30年度の医療給付費及び総報酬の額によって決まります。平成30年度の医療給付費について、平成29年度からの伸びを比較すると、長野支部は全国平均よりも医療給付費の伸びが大きかったことがわかります。一方、総報酬の伸びは全国に比べて小さくなっています(図1)。



※医療給付費

医療費の総額から患者負担分を除いた、協会けんぽが療養の給付として支払う額(療養費、移送費を含む)

長野支部加入者の一人あたり医療費

長野支部の医療給付費が伸びた要因を探るため、平成 29 年度と平成 30 年度の加入者一人あたりの医療費を、入院、外来、調剤の種別ごとに算出し、全国と比較しました(図2)。

(図2) 加入者一人あたり医療費の伸び率

【長野支部の特徴】

■ 全国平均に比べて一人あたり医療費は低い

■ 平成 29 年度から平成 30 年度の伸び率は全国より高い

■ 外来の伸び率は全国平均並み。入院と調剤の伸びが大きい

長野 (円)	合 計	入 院	外 来	調 剤
29年度	146,402	48,418	64,122	33,862
30年度	149,105	49,622	65,463	34,020
伸び率	1.8%	2.5%	2.1%	0.5%

全 国 (円)	合 計	入 院	外 来	調 剤
29年度	154,395	49,857	70,149	34,389
30年度	156,731	51,025	71,606	34,099
伸び率	1.5%	2.3%	2.1%	-0.8%

参考資料

なお、長野支部の一人あたり入院医療費を疾病別に見ると、平成 29、30 年度とも「悪性新生物(がん)」が最も高くなっています。平成 29 年度から 30 年度の伸び率を見ると、生活習慣病に関する疾病の中では「脳梗塞」が最も高くなっています。

医療費の伸びを抑えるには

◇ 入院に至る前の疾病予防や早期治療が大切です。生活習慣病の予防や早期発見に有効なのは、特定健診・特定保健指導です

・協会けんぽでは、被保険者(ご本人)の「生活習慣病予防健診」や被扶養者(ご家族)の「特定健康診査」の受診をお勧めし、健診費用の補助を行っています。「生活習慣病予防健診」は、胃・肺・大腸がんや乳がん・子宮頸がんの検診もセットで受診できます。

・健診結果でメタボリックシンドロームに該当またはその予備軍と判定された方は、協会けんぽの保健師・管理栄養士が食事や運動等、生活習慣の改善をアドバイスする「特定保健指導」を受けられます。

・「生活習慣病予防健診」の結果で血圧、血糖値が要治療・再検査と判定された方には、文書や電話で医療機関等を早期に受診するようお知らせしています。

◇ お薬手帳でお薬を管理できます。お薬はジェネリック医薬品を選びます

・昨今、たくさんの種類の薬を服用して副作用が生じる、多剤服用(ポリファーマシー)が問題になっています。多剤服用は、医療費の増大だけではなく身体にも大きな負担になります。長野支部では、長野県薬剤師会の協力を得て、お薬手帳を保険証や診察券と一緒に収納できる「お薬手帳カバー」を配布しています。お薬手帳を習慣的に携行することで、薬剤師の指導のもと適切な服薬が可能になります。

・ジェネリック医薬品は、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると国から認められた安価なお薬で、お薬代の負担軽減につながります。

インセンティブ制度…みなさまの取り組みで保険料率が変わります！

協会けんぽでは、各支部の医療費の伸びを抑える取り組みを都道府県単位保険料率に反映させる「インセンティブ(報奨金)制度」を、新たに導入しました。

インセンティブ(報奨金)は、制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%(※)を盛り込みます。その上で、下記の5つの評価指標に基づき全支部をランキングづけし、上位 23 支部の得点数に応じた報奨金により保険料率を引き下げる仕組みで、平成 30 年度の実績から、令和 2 年度の保険料率に反映させています。

※ この 0.01%は 3 年間で段階的に導入します

平成 30 年度(保険料率への反映は令和 2 年度) :0.004%

⇒令和元年度(保険料率への反映は令和 3 年度) :0.007%

⇒令和 2 年度(保険料率への反映は令和 4 年度) :0.01%

【5つの評価指標】

- ① 特定健診等の実施率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- ⑤ 後発医薬品(ジェネリック)の使用割合

長野支部の平成 30 年度の実績は 20 位でした。この結果は、令和 2 年度長野支部保険料率を 0.002%引き下げる方向に働いています。

これらの取り組み一つ一つが、医療費の伸びを抑え、保険料の負担軽減へとつながります。皆様のご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 〒380-8583 長野市南長野西後町 1597-1 長野朝日八十二ビル 8 階
全国健康保険協会長野支部 企画総務グループ(沢戸)TEL:026-238-1251 FAX:026-238-1257